

平塚市教育委員会令和6年3月定例会会議録

開会の日時

令和6年3月27日（水）14時00分

会議の場所

平塚市役所本館5階研修室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 守屋 宣成 委員 菅野 和恵
委員 大野 かおり 委員 増井 峰夫

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	渋谷 悟朗	教育総務課企画担当長	松本 信哉
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

◎学校教育部

学校教育部長	工藤 直人	学務課長	市川 豊
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	若杉 真由美
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	伊沢 秀樹
子ども教育相談センター所長	伊藤 裕香		

◎社会教育部

社会教育部長	平井 悟	社会教育課長	田中 恵美子
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課長	佐野 公宣
中央図書館長	藤田 忠義	博物館長	浜野 達也
美術館長	戸塚 清		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和6年3月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和6年2月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和6年2月定例会の会議録は承認されたものとする。

【非公開審議の発議】

○吉野教育長

審議に先立ち会議に諮る。本定例会に提出されている議案のうち、「議案第39号 平塚市教育委員会高等学校等修学支援生の決定について」は、個人に関わる案件であり、公正かつ円滑な審議を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び第8項並びに平塚市教育委員会会議規則第15条第1項ただし書及び第2項に基づき、非公開での審議を発議する。発議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、直ちに採決を行う。本件の審議を非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

○吉野教育長

全員異議がないので、この案件については、全ての案件の最後に非公開で審議する。

1 教育長報告

(1)令和6年3月市議会定例会代表・総括質問の概要

【報告】

○吉野教育長

2月16日から3月18日まで開催された令和6年3月市議会定例会における代表質問及び総括質問の第1回目の発言の概要について、教育委員会所管部分の報告をするものである。

詳細は、教育総務部長、学校教育部長、社会教育部長から報告する。

○教育総務部長

清風クラブの諸伏 清児議員の「市長に問う」のうち、「平塚市行財政改革計画（2024－2027）」として、「公共施設の取組」との質問に対し、今後予防保全による施設の長寿命化や、施設を取り巻く環境の変化等に応じた、施設の在り方の見直し、再編に取り組むことにしている。特に、本市公共施設の4割以上を占める学校教育施設について、児童生徒数がピーク時から半減している状況を踏まえ、教育環境の充実や公共施設の最適化の観点から、小中学校の適正規模・適正配置に関する考え方を整理した基本方針の策定に向けて取り組んでいくと答弁した。

続いて、「平塚市の「新たな魅力」について」として、「中学校完全給食がもたらす魅力と開始に向けた取組」との質問に対し、安心・安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供し、成長期にある児童生徒の健やかな成長を支える。また、学校給食を活用した更

なる地産地消の充実と食育の推進を図ると答弁した。

続いて、「学校給食センターの変更契約の経緯と理由」との質問に対し、学校給食センターの整備に伴い、整備地の南側道路である市道田村 25 号線を拡幅し、歩道を設置することとしていた。契約締結後、事業者と関係機関により協議を進めていく中で、事業開始による通行車両の増加や地域住民の安全性向上のため、道路の舗装構成の強化と歩道の延伸が必要となった。この追加工事は、本体工事に含めて実施することが効率的かつ効果的であると判断し、変更契約を締結するものであると答弁した。

公明ひらつかの秋澤 雅久議員の「市長に問う」のうち、「小・中学校体育館の非構造部材の点検、耐震化や空調設置についての考え方、さらに非常用電源の確保についての考え方」との質問に対し、小・中学校における非構造部材の点検、耐震化については、平成 25 年度までに完了している。体育館の空調設置については、設置の必要性を認識しているので、引き続き他の自治体の事例などを参考に、調査・研究を行っていく。非常用電源の確保は、各避難所の倉庫に発電機を確保しているほか、関係事業者と協定を締結していると答弁した。

しらさぎ・無所属クラブの江口 ともこ議員の「市長に問う」のうち、「学校給食の地元産食材や有機野菜の使用率の向上に向けて」として、「学校給食での地元産食材や有機野菜の積極的な調達」との質問に対し、給食における地元産食材は積極的に使用していく。また、有機野菜は、現在の給食食材と比べて高価であり、必要量を安定的に確保出来ないため、食材として使用するのは難しいと考えると答弁した。

湘南フォーラムの山原 栄一議員の「教育環境の整備について」のうち、「中学校完全給食 9 月からの開始に向けて」として、「給食センター開始に向けた準備確認、教育訓練及び従事者の見込み数」との質問に対し、6 月末の整備完了後から供用開始までの 2 か月間の開業準備期間に、調理をはじめ配送、配膳など各業務の研修やトレーニングを行う。また、従事者の見込み数だが、計 204 人の見込みと事業者から報告を受けていると答弁した。

続いて、「配送、配膳の取組と配送ルート上の安全点検の取組」との質問に対し、調理後 2 時間以内の喫食を遵守するとともに、密閉性の高い 2 重食缶を使用するなど、学校給食衛生管理基準に則り運用していく。配送については、小学校分と中学校分の給食が混在することなく、異なる車両で配送することとし、食材搬入から調理、給食提供に至るまで完全に分離する。また、配送ルート上の安全点検の取組だが、道路の状況や交通量、配送に要する時間、学校敷地内の生徒動線などの調査結果を踏まえ試走を行い、安全かつ効率的な配送計画を作成すると答弁した。

続いて、「中学校完全給食開始による食材調達の規模及び見通し」との質問に対し、まず「食材調達の増加規模」だが、令和 6 年度給食食材費はこれまでの小学校分に加え、中学校分として、2 億 2,284 万 7 千円増額して計上している。給食食材の選定は、学校長と栄養教諭等からなる給食物資選定委員会で、食材価格や品質を確認して決定しており、そのうち平塚産食材は、優先的に購入を決定している。新たな給食センター稼働後も平塚産食材の積極的な調達に努めていくと答弁した。

続いて、「学校トイレ洋式化推進に向けて」として、「現在のトイレ洋式化率とトイレ洋式化完了見込みの時期」との質問に対し、令和 5 年度末時点でのトイレ洋式化率は 65.8% を予定している。トイレ洋式化は 10 年計画で進めており、完了見込みは令和 11 年度末を

予定している。計画初年度は新型コロナウイルス感染症の影響により工事を行うことができず、当初の計画に対して遅れが生じてしまったが、その後計画を見直して、令和5年度は計画どおり進めていると答弁した。

続いて、「現在のトイレ洋式化率 50%以下の学校数と整備計画」との質問に対し、洋式化率が 50%以下の学校数は、小学校 9 校、中学校 2 校である。洋式化については、大規模改修やトイレに特化した改修等により、計画的に進めていると答弁した。

続いて、「児童生徒数等を踏まえた整備を行い、利用を停止するトイレも検討すべきでは」との質問に対し、児童生徒数は減少傾向にあるが、特別支援学級の増加や 35 人学級の導入、放課後児童クラブによる活用など、校舎は利用されており、現状では、児童生徒数の減少に伴う利用停止については難しいと考えている。今後の学校規模適正化の検討の中でトイレの在り方についても考えていくと答弁した。

清風クラブの須藤 量久議員の「未来の礎を築く教育のまち平塚」を目指して。」のうち、「新たな平塚市教育大綱が目指すもの」との質問に対し、本大綱を「平塚市の教育の大きな道しるべ」として、誰一人取り残されることなく、誰もが学び合える教育環境や地域社会を整えることにより、一人一人が豊かな人生を歩める「教育のまち平塚」を目指していると答弁した。

続いて、「次期奏プランへの反映」との質問に対し、社会の現状と課題を踏まえ、本大綱の基本理念である「未来の礎を築く教育のまち平塚」の実現に向けて、基本方針に掲げる様々な環境の充実を図っていくことになる。そのために、今後策定する「次期教育振興基本計画」通称「奏プラン」においては、基本理念を反映し、時代の要請に応じた施策が展開できるように検討していくと答弁した。

続いて、「教育環境の充実」、「大規模改修工事とトイレ洋式化の推進」として、「大規模改修工事の令和6年度実施内容、今後の予定と完了見込み」との質問に対し、令和6年度は、港小学校北棟、八幡小学校本館、横内小学校本館、浜岳中学校南棟、大住中学校本館の計5校について大規模改修工事を予定している。各校の状態により、外壁と屋上防水の改修、トイレの洋式化及び照明LED化等を行うと答弁した。

続いて、「日常点検の取組と小規模な修繕等への対応」との質問に対し、日常の点検は、良好な教育環境の維持と施設の長寿命化には欠かせないものであり、児童生徒の安心・安全を支える上でも大変重要であると認識している。学校施設においては、日常的な安全点検に加え、定期的な法定点検等、各種必要な点検を実施している。点検で対応が必要な箇所が発見された際には、速やかに修繕が出来るよう、学校と連携し対応していると答弁した。

続いて、「トイレ洋式化の取組と達成率、令和6年度の実施内容、今後の予定と完了見込み」と「体育館へのエアコン設置を」についてだが、こちらは先ほどの説明と重複するため割愛させていただく。

○学校教育部長

公明ひらつかの秋澤 雅久議員の「教育長に問う」のうち、「これまで困難を抱える児童生徒をどのように見つけ、どのように対応し解決を図ってきたか」との質問に対し、各学校では、教職員が児童生徒理解を図るとともに、教育相談等を通じて、課題把握に努めて

いる。また、校内の教職員による組織的な対応を行うとともに、校外の関係機関との連携・協働により対応し、課題の解決を図っていると答弁した。

続いて、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談コーディネーターの役割」との質問に対し、スクールカウンセラーは、カウンセリングを行うとともに、教職員を心理的な側面から援助する。スクールソーシャルワーカーは、「環境への働きかけ」などを行う。教育相談コーディネーターは、効果的に支援できるようコーディネートしていく中心的な存在であると答弁した。

続いて、「スクリーニングシート及びスクリーニング会議の内容、期待される効果」との質問に対し、スクリーニングシートは、全ての児童生徒を対象に、複数の教職員等が児童生徒の抱える困難への気づきを記入し、情報を共有するためのシートである。会議では、シートなどをもとに情報を共有し、支援の方向性を暫定的に決定する。支援につながっていない児童生徒を確実に把握し、適切な支援につなげていくことが期待されていると答弁した。

続いて、「校務DXについて」として、「本市の現状についてどのように受け止めているか」との質問に対し、児童生徒の欠席等の連絡や保護者への配付文書において、活用が広がっており、取組が進んでいる。一方、校内研修等では、十分に活用できていない現状も見られた。この結果を教育委員会と学校で共有するとともに、今後も校務DXの改善に取り組んでいくと答弁した。

続いて、「ネットリテラシー教育について」として、「『青少年のインターネット・リテラシー指標等に係る調査結果』の認識、ネットにおける適正な情報活用、情報発信について、指導の必要性と本市の取組」との質問に対し、小中学生に対しても、インターネット上にある情報を適正に選択し活用するなどの指導が重要であると認識している。各学校では、道徳科や特別活動等を通じて、情報モラルを学習しており、「サイバー教室」等を実施している学校もあると答弁した。

続いて、「『e-ネットキャラバン』の認識と小中学校における活用状況」との質問に対し、インターネットを使うことを前提に、トラブルに巻き込まれないための気づきのきっかけづくりをする講座であると認識している。令和4年度は、小学校1校でオンライン型、中学校1校で講師派遣型、令和5年度は、中学校2校で講師派遣型講座を受講したと答弁した。

続いて、「より早い段階からのネットリテラシー教育の必要性や保護者への指導・啓発についての考え方」との質問に対し、小学校低学年から、発達段階に応じて行う必要があると考える。また、指導に当たっては、児童生徒のみならず、保護者に対しても啓発を図ることは大切であると考えるとして答弁した。

湘南フォーラムの府川 正明議員の「学校に係る諸問題」のうち、「不登校者数・いじめ認知件数はどれくらいか」との質問に対し、令和4年度調査の結果によると、不登校の児童生徒数は、小学校が217人、中学校が400人である。いじめ総認知件数は、小学校が3,108件、中学校が368件となっていると答弁した。

続いて、「不登校の要因やいじめの内容」との質問に対し、調査の結果によると、不登校の要因は、小学校では「無気力・不安」が最も多く、中学校も「無気力・不安」が最も多い。いじめの内容については、小・中学校ともに「冷やかしかからかい等」が最も多いと

答弁した。

続いて、「不登校やいじめに学校が対処した内容」との質問に対し、不登校については、教職員がチーム支援を行い、ニーズに寄り添った対応に努めている。また、いじめについては、いじめを受けているとき及びいじめを受けている疑いがあるとき、教職員は他の業務に優先して、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげていると答弁した。

続いて、「部活動」として、「平塚市における地域との連携や地域移行に向けて取り組む内容を今後どのような方法で行うか」との質問に対し、まずは休日の地域移行から進めていくこととし、令和6年度から部活動指導員を派遣する。また、単独指導ができる特別地域指導者を派遣する。こうした取組を研究協議会にて検証するとともに、関係各課と連携し、部活動地域移行の在り方を研究していくと答弁した。

続いて、「教員の負担減」として、「平塚市の教員の休職状況」との質問に対し、令和6年2月27日現在、平塚市の教員の休職状況は、小学校で4人、中学校で5人となっていると答弁した。

続いて、「休職への対策」との質問に対し、未然防止のため、管理職には心身の状態を把握していただき、学校運営体制の改善等をお願いしている。また、ストレスチェックの実施や希望者には産業医による健康相談を行っている。教員が休職に入った際は、管理職が心身の状態等を確認し、復帰に向けてのスケジュールを考え、希望に応じて職場リハビリテーションも行う。復職後も負担なく業務ができるよう配慮していると答弁した。

しらさぎ・無所属クラブの江口 ともこ議員の「市長に問う」のうち、「進学奨学金の拡充」、「奨学金制度の利用状況」として、「平塚市高等学校等修学支援制度の内容と利用状況」との質問に対し、月額7,000円を限度として給付しており、令和5年度は1月末時点で133人に支給していると答弁した。

続いて、「物価高騰による限度額の見直し」として、「限度額の見直しの検討と近隣市と比較した限度額に対する認識」との質問に対し、見直しを検討した結果、まずは対象人数の維持を第一に支援することとした。支援制度のある市においては、制度内容に違いがあり一概に比較はできないが、3年間に渡り支援することで、経済的な不安の解消の一助となり得ると認識していると答弁した。

続いて、「対象者の見直し」として、令和5年度に成績要件を撤廃して、応募しやすい状況を整えていると答弁した。

続いて、「子どもたちの学習機会の提供について」として、「専門職員を配置しオンライン学習支援を行うべきでは」との質問に対し、教員研修の実施を図るとともに、専門職員の配置によるオンラインを活用した学習機会の提供について研究していくと答弁した。

続いて、「児童虐待対策」の「小学3年児童を約2週間放置したまま外出した件の学校の対応について」として、「児童の通う学校や教育委員会の対応」との質問に対し、学校では、当該児童が欠席した際、電話連絡、家庭訪問、関係教職員による定期的な情報共有を行い、組織として対応した。一方教育委員会は、当該児童が一時保護された日に事案を把握したため、一時保護前の対応はしていないが、同様の事案がないか確認するよう全校に通知するとともに、校長会等で注意喚起をしたと答弁した。

続いて、「虐待ゼロを目指して対策を強化すべき」との質問に対し、今回の事案を検証し、

より良いネットワーク構築に向け、スクールソーシャルワーカー等を効果的に活用するとともに教職員への研修を実施していくと答弁した。

清風クラブの佐藤 貴子議員の「不登校児童生徒への支援」のうち、「本市の不登校児童生徒のフリースペースを含めたフリースクール等の利用実態の把握についての見解」との質問に対し、月3日欠席調査での聞き取りの際、報告があった場合に把握している。今後、各小中学校からの報告数について集計するなど、利用実態を把握する方法や内容について検討していくと答弁した。

続いて、「オンライン授業の現状について」との質問に対し、教室の指導の様子をライブ配信したり、自分の考えをタブレット端末上で共有し合ったりしながらオンライン授業に取り組んでいる事例があると答弁した。

続いて、「家庭でオンライン授業が受けられない児童生徒に公民館など公共施設を利用することの見解」との質問に対し、条件や環境が施設により異なるため、利用に際しては各施設に相談いただく必要があると答弁した。

続いて、「フリースクールに通うための経済的支援についての見解」との質問に対し、経済的支援の在り方について検討していくことは必要であると考え。まずは、実態把握に努めるとともに、情報を収集するなど、引き続き研究していくと答弁した。

湘南フォーラムの山原 栄一議員の「令和6年度平塚市一般会計予算書から」のうち、「継続費 教育会館改修事業 教育会館、勤労会館、青少年会館の公共施設再編について」として、「統合する施設の設置目的を明確にして本事業を進めるべきではないか」との質問に対し、統合施設の設置目的については、今後設置条例を制定する中で明確にしていくが、3館のそれぞれの設置目的を踏まえて検討していくと答弁した。

続いて、「これからの集会機能を統合した安心・安全・快適で使いやすい施設に生まれ変わるのか」との質問に対し、安心・安全という面では、耐震補強工事を行うことにより、施設を耐震基準に適合させる。快適で使いやすいという面では、エレベーター棟を増築しエレベーターを設置する。また、トイレを全面的に改修する。全ての照明をLED化することで、十分な照度を確保する。さらに、公共施設予約システムを導入し、利便性向上を図ると答弁した。

しらさぎ・無所属クラブのはた 文昭議員の「自然災害にどう立ち向かうのか」のうち、「小中学校における防災教育、防災学習の実施内容と避難訓練の実施状況」との質問に対し、小中学校では、様々な教科等で防災について指導を行っている。避難訓練は、学校や地域の実情に即して、地震や火災等を想定し、年間を通じて計画的に行っている。全ての学校が、地震や火災を想定した訓練を少なくとも年1回ずつ実施しているが、訓練が形式的、表面的にならないよう、工夫して実施していると答弁した。

湘南フォーラムの小泉 春雄議員の「教育長に問う」のうち、「教職員人事」として、「今次報道を受けて教育長の所見」、「本市教育委員会ではこのような事案はないか」との質問に対し、教育委員会として、校長会などの教員団体から校長らの推薦名簿とともに金品を受け取ることは、あってはならないと考える。また、教育委員会が、校長らの推薦名簿とともに金品を受けとったことはないと答弁した。

続いて、「管理職教職員への昇任の流れ」との質問に対し、校長への昇任については、市教育委員会が県教育委員会へ推薦をし、県教育委員会が校長への昇任を発令する。教頭へ

の昇任については、希望する者が試験を受ける。合格すると名簿に登載され、原則として、翌年度以降に教頭への登用となると答弁した。

続いて、「教職員の人事異動の流れ」との質問に対し、市教育委員会が学校を訪問し、校長から異動対象者と学校の状況等を聞き取り、市内全体の学校の状況等を考慮し人事配置を検討する。その結果を県教育委員会に提出し、県教育委員会が辞令を発令すると答弁した。

続いて、「教職員通勤車両の校内駐車」として、「各小中学校の校内に駐車されている教職員通勤車両の現状と学校毎の駐車台数」、「校内に教職員が車両を駐車する規則やルール等の有無とその内容」との質問に対し、校内駐車については、通勤手段のみを目的とする駐車台数は0台である。一方で、児童生徒の指導や緊急対応など、教育活動を行う上で必要な台数について、各学校の学級数に応じて上限を定め、校長の許可を受けた車両が校内に駐車できることをルールとして定めていると答弁した。

続いて、「車両による校内での事故及び駐車車両に子どもたちが接触する等の事故の有無」との質問に対し、車両による校内での事故については、令和3年度は2件、令和4年度は3件、令和5年度は3月1日現在で4件あった。事故の内容は、隣に駐車していた職員の車に接触した件、ドアを開けた際にドアが隣の車両に接触した件、校地内の段差に乗り上げた件、樹木と接触した件等である。子どもたちと接触するなどの事故の報告はないと答弁した。

続いて、「通勤手当はどのような通勤手段・ルートで支給されているのか」との質問に対し、通勤手当は、県が支給しており、通勤手段は、公共交通機関、自動車等が認められている。ルートについては、最も経済的かつ合理的なものと認められる通勤の経路となっていると答弁した。

続いて、「公務出張による移動手段と旅費の支払いはどうなっているのか」との質問に対し、公共交通機関または自動車等の利用が認められている。旅費の支払いについては、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。自動車等については、1キロメートルにつき15円を支給していると答弁した。

日本共産党平塚市議会議員団の松本 敏子議員の「教育会館、勤労会館及び青少年会館の統合について」のうち、「教育会館、勤労会館、青少年会館には市民に貸し出しできる部屋はいくつあるのか」との質問に対し、教育会館には4つの部屋がある。勤労会館には計6部屋、青少年会館には計11部屋があると答弁した。

続いて、「改修工事の内容と、工事によって教育会館の耐用年数はどう変わるのか」との質問に対し、耐震補強工事の他に長寿命化などを行う。また、エレベーター棟の増設も行い、その屋上には太陽光発電設備を設置する。耐用年数についてだが、改修工事による耐用年数の変更はないと答弁した。

続いて、「改修工事による教育会館休館中の青少年会館、勤労会館への影響と市民への周知」との質問に対し、教育会館の改修工事期間中は、各施設の利用が増加すると想定している。そのため、今回の改修に当たり、市ホームページで情報発信を行うほか、公共施設等においても、改修工事に関する情報を掲示するなど、市民への周知に努めると答弁した。

続いて、「統合施設供用開始後に青少年会館、勤労会館が閉館した際の近隣施設への影響」との質問に対し、利用可能な公共施設の情報を利用者に提供するので、他の公共施設の利

用者数が増加することが見込まれる。各施設の利用に当たっては、利用日や利用時間を調整しながら利用いただくようお願いしていくと答弁した。

続いて、「統合施設の今後の開館日」との質問に対し、現在検討を進めているところであると答弁した。

続いて、「施設統合による会議室を利用できない人を出さないための手立て」との質問に対し、公共施設予約システムの導入を検討していく。また、市内公共施設の有効活用を進めていく。その他にも、会議室を可動式間仕切りで区切ることで、部屋数を増やすことなどを検討していると答弁した。

無所属の佐藤 由美子議員の「児童虐待対応」のうち、「小学3年生の児童を約2週間置き去りにした事件について」として、「学校は子ども宅に何回訪問したか」との質問に対し、学校からは、児童の休みが多くなった頃から、児童相談所が保護するまでの間に、放課後週1回程度、計10回ほど訪問したと報告を受けていると答弁した。

○社会教育部長

しらさぎ・無所属クラブの江口 ともこ議員の「市長に問う」のうち、「駅前に図書館分室の設置を」として、「建設中の旧梅屋跡地新築物件に開設を検討してはどうか」との質問に対し、本市では、現在平塚駅周辺地区の将来構想の策定作業を行っており、図書館機能の設置についても、その中で研究を進めていくと答弁した。

清風クラブの佐藤 貴子議員の「諸課題」のうち、「地区公民館の運営について」として、「地区公民館の運営時間の変更」との質問に対し、公民館の運営時間についてはコロナ禍前に、午後5時以降の利用状況の全館調査や、運営時間変更の場合の住民サービスへの影響等を検証している。今後、新型コロナウイルスの感染症法上の5類移行後の利用状況を把握しながら、引き続き研究していくと答弁した。

続いて、「地区公民館会議室利用の際の利用料徴収」との質問に対し、本市公民館は単に貸館ではなく、教育施設として、「人づくり」「コミュニティづくり」の拠点となっており、そこでの活動は一個人の受益に留まらない、公共性が高いものと認識している。当面の間、利用料を徴収せずに運営していきたいと考えていると答弁した。

清風クラブの黒部 栄三議員の「スポーツのまち平塚 第2期平塚市スポーツ推進計画(素案)について」のうち、「国の計画の3つの視点を本市の計画にどう落とし込んだか」との質問に対し、スポーツは継続性が大切なことから、現計画の取組視点「する、みる、ささえる」の要素を継続しつつ、新たな3つの視点の考え方を加味し、計画の素案を作成している。「つくる・はぐくむ」の視点では、誰もが参加できるスポーツの機会創出のため、パラスポーツ、ニュースポーツのイベントや大会の内容を充実し、スポーツに親しめるよう努める。「あつまり・ともにつながる」の視点では、障がいの有無にかかわらずスポーツ活動に参加してもらえるよう、スポーツ・レクリエーション活動に取り組む機会を増やす。

「誰もがアクセスできる」の視点では、地域団体等へのスポーツ用具の貸出しや競技ルールの説明などを行い、気軽にスポーツを楽しんでいただけるよう支援を行うと答弁した。

続いて、「ライフステージに応じたスポーツ活動をどのようにPRし、推進していくのか」との質問に対し、幼児から高齢者までのあらゆる世代の方々、心身に障がいのある方も気軽に参加できるよう、ひらつかスポーツナビ等を活用するなど、あらゆる広報手段で周知

し、ニュースポーツ、パラスポーツなどのイベントや大会を開催していく。市民の誰もがスポーツを楽しむことができるような環境づくりに努め、生涯スポーツを推進していくと答弁した。

続いて、「総合型地域スポーツクラブの育成結果と今後の計画にどうかすか」との質問に対し、総合型地域スポーツクラブは、多種目のスポーツ活動を提供しながら継続して運営されており、現在登録団体は3団体となっている。地域におけるスポーツ活動を活性化するためには、地域住民が自主的・主体的に運営している総合型地域スポーツクラブの存在は重要となる。今後も、身近な地域で誰もが気軽にスポーツができる環境づくりのため、総合型地域スポーツクラブの育成・支援に努め、地域のスポーツ活動を推進していくと答弁した。

続いて、「地元トップアスリートの輩出や指導者の発掘、トップスポーツの活用をどのように行うか」との質問に対し、各種スポーツにおける競技力強化のための各種大会開催や全国レベルの大会への選手派遣など、その運営を行う各スポーツ協会を支援することで、地元トップアスリートの輩出を目指していく。指導者の発掘については、スポーツ協会やスポーツクラブ連合の指導者を対象に定期的に指導者講習会を開催し、子どもたちにとって安心安全な指導者養成に取り組んでいく。また、トップスポーツを身近に感じることができるよう、引き続きサッカーや野球、バスケットボールなどの試合観戦の機会を充実することや、トップアスリートから直接指導を受けられるスポーツ教室や初心者でも気軽に受けられる体験教室などのイベントを開催していくと答弁した。

【質疑】

○守屋委員

体育館のエアコン設置についてだが、設置の大きな目的としては災害時の避難所として利用のためなのか。児童生徒の体育の授業で使用するためなのか教えてほしい。

○教育総務部長

まずは授業や部活動で使用する児童生徒のためということになるが、避難所としての使用に際しても有効利用できるものであると考えている。

○守屋委員

自分が小中学生のときを思い返すと、体育館はドアを開けておくと風通しがよく、夏でも割と涼しい印象があったが、やはり最近は気温が上がっているということか。

○学校安全担当課長

各学校では WBGT（暑さ指数）を計測しているが、やはり昔と比べてかなり暑くなっているようで、真夏の体育館は WBGT が高いため使用できないことがある。また、体育館のみならず、真夏は校庭も使用できないケースが発生している。

○守屋委員

そういう状況であればやはり対策を考えていく必要があると思う。

一方、体育館のような天井の高い施設は空調が効きにくく光熱費もかなり掛かるものと考えられる。また、管理の面では、「つけっぱなし」が発生した場合の責任の所在など、教員に新たな負担が生じないよう配慮いただければと思う。

次に、ネットリテラシーについてだが、今度中学生になる子どもにスマホを持たせることになり、使用上の注意事項を伝えようとしたが、自分が中学生のときはスマホを所持していなかったため、具体的に注意すべきことや発生するリスクをイメージすることが難しかった。今の親世代は同様の状況の方が多いと思うが、親から子どもへの教育は非常に重要であると考え。ネットに関する教育について、親への情報提供はどのように行っているか教えてほしい。

○教育研究所長

ネット等に関する学校での教育や取組を、保護者に紹介している学校も数校ある。

教育委員会としては、そのような取組がもっと広がるよう支援していきたいと考えている。

○守屋委員

全国の調査では、近年は中学生の7割はスマホや携帯電話を持っていると聞く。何かあってからでは遅いので、やっている学校とやっていない学校があるというのではなく、全校一律となるよう啓発を行っていただければありがたい。

○菅野委員

教育会館、勤労会館、青少年会館の統合についてだが、これまで利用されている方や団体への影響がなるべくないよう移行計画を立て、スムーズに進めていただきたい。現在利用されている方が利用できなくなることがないように、また更に多くの方に利用いただけるようお願いしたい。

○大野委員

平塚市の総合型地域スポーツクラブについて、もう少し詳しく教えていただきたい。

○スポーツ課長

総合型地域スポーツクラブは、地域が自主的・主体的に進める多種目のスポーツ活動が提供されるクラブであり、国が以前から育成を進めているものとなる。平塚市では、まず地域性のあるものというところで、港地区に総合型地域スポーツクラブが誕生しており、子どものみならず大人も含め、バドミントンやミニバスケットなど、学校をメインに活動いただいている。このほか、現在は湘南ベルマーレとフットサルを中心としたスポーツクラブの2団体が登録されており、登録団体は3団体となっている。

○大野委員

12月の定例会にて、部活動の地域移行に関して今後の展望を伺ったが、その際最終的なビジョンとして、地域で全世代が活動可能な環境が作られ、中学生はその団体の活動の目

的や形態により団体を選び、活動に参加できればよいとの話があった。総合型地域スポーツクラブについても、将来的には部活動の地域移行の受け皿の1つになるものと考え質問させていただいた。平塚市は公共のスポーツ施設が充実しており、スポーツのイベントも多く開催されている。今後も学校教育と社会教育が更に連携され、小中学生を含めた地域のスポーツ活動が発展してほしいと思っている。

次に要望だが、教育会館、勤労会館、青少年会館の統合について、私自身も教育会館で会合があったり、青少年会館で趣味の活動を行ったりしている。平塚市はスポーツだけでなく、文化の公共施設も充実しているため、市民活動が盛んに行われており、講演会や研修会等も実施しやすくなっている。公共施設を多く持つことは、その分費用が掛かるといふことであり、再編はやむを得ないものと理解しているが、教育会館の改修工事期間や、3館統合後も部屋数は増えないとなると、今まで活動していた方や団体には不便があると思う。市民に向けての事前のアナウンスや、今より更に利用しやすく分かりやすい予約システムの導入など、市長部局に働きかけを行い、利用者の目線で丁寧に再編を進めてほしい。

(2)「第23回博物館文化祭－ワーキンググループ活動 展示・報告会・実演－」開催報告

【報告】

○吉野教育長

2月3日から2月25日まで開催された結果を報告するものである。
詳細は、博物館長から報告する。

○博物館長

ワーキンググループとは、博物館で学芸員と一緒に地域の自然や文化を調べている年間会員制グループのことである。現在、博物館では15のワーキンググループが活動し、約300人の市民が会員として参加している。これらのグループが一堂に会し、一年間の活動成果を展示発表する催しが博物館文化祭である。

今回は開催日数を従来よりも1週間延長して20日間とし、参加したワーキンググループは9団体で、前回より1団体増えた。

運営状況については、各グループから選出された実行委員で実行委員会を構成して準備を進めた。

会期中の入館者数は2,729人、1日平均で136人であった。会期を増やした分だけ人数は増加したが、1日当たりでは昨年度を下回った。

続いて、展示ワーキンググループでは、7グループが展示の制作に携わった。活動報告会は2月24日に実施し、4グループが口頭で成果発表を行い、57人が聴講した。実演は3団体が行い、合計116人が参加した。このうち天体観測会のプラネタリウム分科会の会員による投影は、5人の会員が制作したオリジナルプログラムを投影して、会員本人が解説するものである。文化祭での初めての試みであり、プラネタリウムの複雑な機械を操作しつつ解説することは簡単なことではないが、一年間の学習成果が発揮され、アンケート

にも「手作り感があってとても良かった。文化祭の目玉企画になると思うので来年もぜひ開催を」と好評であった。質問掲示板は、観覧者が展示内容への質問や意見を記入してホワイトボードへ掲示し、それをワーキンググループの会員または担当学芸員が回答して再掲示するという取組で、質問と回答を会場で共有することを目的としている。会期中には過去最多となる23件の質問用紙が掲示され、X(旧:Twitter)でも回答した。

次回に向けた課題として、参加団体数が増えればより幅広いジャンルの活動の紹介につながるので、各グループへ積極的な参加を促していきたいと考えている。

【質疑】

○増井委員

私も活動報告会を聴講させていただいた。おさらいの会のようなものを想像していたが、学術的に意味のある話であった。以前から平塚市の助郷制度に興味があったのだが、本格的なことをお話いただきありがたかった。また勉強させていただきたい。

○菅野委員

質問掲示板の取組が面白いと思った。対話型の取組となっており、質問数も過去最高とのことで、来館者の増加や学習の質の向上にもつながるものだと思う。さらに、X(旧:Twitter)でも回答を公開しているとのことで、来館していない人にとってもありがたく、平塚市博物館に新たな価値を付与するよい取組だと思う。

(3)平塚市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

【報告】

○吉野教育長

平塚市学校給食費の管理に関する条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行うことを報告するものである。

詳細は、学校給食課長から報告する。

○学校給食課長

始めに、本規則については教育委員会規則ではないことから、教育委員会会議への付議事項ではないが、学校給食課にて管理する規則であり、教育委員会の事務に関係する改正であることから、今回教育長報告にて報告させていただくものとなる。

それでは、改正箇所の説明に入る。まず、改正規則第1条関係について説明する。第2条(学校給食費の額)について、こちらは転学により、月途中で学校給食を受ける又は受けなくなる場合において、給食費を別途計算する規定となるが、この規定について、転学以外の理由でも適用できるよう、「転学」の後に「その他の理由」を加える。改正の理由だが、これまで、転学以外の理由により月途中で学校給食を受ける又は受けなくなる場合、第2条第2項に「前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により難いと認める場合は、学校給食費の額を別に定めることができる。」とあり、この規定を適用し学校給食費の

額を別途計算していた。しかし、昨今転学以外の理由により学校給食を受ける又は受けなくなるケースも増えてきたことから、第2条第1項第2号に「その他の理由」を明記する。

次に、第5条（学校給食費の減免）について、こちらは児童が学校給食を実施する期間において連続して7日以上学校給食を受けることができない場合に学校給食費を減免する規定となるが、この規定について、減免対象となる「学校給食を受けることができない期間」を7日から5日に短縮する。改正の理由だが、児童が学校給食を受けることができなくなった場合において、当初は食材の発注変更に必要な日数として7日を見込んでいたが、昨今のコロナ禍で数日間にわたり欠席を余儀なくされた児童が頻発したことから、業者と調整を行い、5日で発注変更が可能になったことから期間の短縮を行うものである。

なお、これまでについても、児童が5日又は6日間連続して学校給食を受けることができない場合には、第5条第4号に「その他市長が特別の理由があると認める場合 その都度市長が定める額の減額又は免除」とあり、この規定を適用し減免を行っていたので、この改正により影響が生じるものではない。

ただ今説明した第2条及び第5条の改正の施行日だが、これらは現行の事務処理に合わせるための改正となるため、「公布の日」となっている。

次に、別表第2（第2条、第5条関係）について、こちらは食物アレルギーその他の理由により学校給食の一部を摂取できない場合の学校給食費の月額及び1食分の額を規定するものとなるが、こちらについて、牛乳の単価が上がったことから改正を行う。内容だが、食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を摂取することができない場合の月額を3,400円から3,310円に、1食分の額を200円から195円に改正する。また、食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を除く学校給食を摂取することができない場合の月額を900円から990円に、1食分の額を53円から58円に改正する。

なお、こちらの改正については、令和6年4月1日施行となる。

続いて、改正規則第2条関係について説明するが、こちらは中学校給食開始に伴う改正となる。まず、第3条、第4条、第5条では、規定中「児童」とある個所について、今後は生徒も対象となることから、「児童又は生徒」となるよう改正を行う。

次に、別表第1（第2条、第5条関係）について、こちらは学校給食費の月額及び1食分の額を規定するものとなるが、新たに中学校の表を追加し、月額として、4,800円（中学校の第3学年の生徒が2月において学校給食を受ける場合にあっては、3,450円）、1食に相当する額として311円と定めている。月額の規定中にある括弧書きについては、中学校第3学年においては、修学旅行等の行事により、給食を食べない日が他学年に比べ多く発生することから、この調整のため2月の給食費を減額している。

次に、別表第2（第2条、第5条関係）について、こちらは先ほどの改正規則第1条関係の説明にもあったが、食物アレルギーその他の理由により学校給食の一部を摂取できない場合の学校給食費の月額及び1食分の額を規定するものとなる。こちらについて、中学校における表を追加しており、金額は、食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を摂取することができない場合の月額を3,900円（3年生の2月は2,812円）、1食分の額を253円とし、食物アレルギーその他の理由により飲用の牛乳を除く学校給食を摂取することができない場合の月額を900円（3年生の2月は638円）、1食分の額を58円としている。

次に、様式の改正だが、まず第1号様式については、中学校給食へ対応するための改正のほか、字句の整理を行っている。

第2号様式から第4号様式については、先ほど同様に中学校給食へ対応するため、様式中の「小学校」を「学校」に、「児童氏名」を「児童・生徒氏名」に改めている。

最後に改正規則の附則だが、附則第1項では、記載のとおりこの規則の施行日を定めている。附則第2項では、中学3年生の2月における学校給食費について、令和6年度のみ減額を行わず、他の月と同様の金額とすることを規定している。これは、先ほど、中学3年生は修学旅行等の行事により、他学年と比較し給食が少ないため、2月で調整を行うという説明をしたが、令和6年度については学校給食が9月から開始され、既に3年生の主だった行事が終了していることから減額を行わないものとなる。附則第3項では、経過措置として、この規則の施行前に旧様式により作成された書類についても、当分の間は必要な調整をして使用することができることを規定している。附則第4項では、準備行為として、新たな第1号様式から第3号様式の提出については、施行日前であっても行うことができることを規定している。

【質疑】

なし

(4)その他

なし

2 議案第26号 平塚市学校給食センターの管理及び運営に関する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

学校給食センターの管理及び運営に関し必要な事項を定めるため、規則を制定するものである。

詳細は、学校給食課長から説明する。

○学校給食課長

本規則は、令和6年3月市議会定例会で議決された「平塚市学校給食センターの設置等に関する条例」の規定に基づき、学校給食センターの管理及び運営に関し必要な事項を定めるため制定するものとなる。

「1 制定理由」は、ただ今説明したとおりとなる。

「2 規則の要点」だが、学校給食センターが給食の実施に必要な調理等の業務を行う学校及び学校給食センターの事務分掌について定めるほか、学校給食センターの管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとなる。

「3 規則の構成」だが、まず第1条では、規則の趣旨を定めている。次に第2条では、

学校給食センターが給食の実施に必要な調理等の業務を行う学校について定めている。次に第3条では、学校給食センターの事務分掌について定めている。次に第4条では、規則に定めるもののほか必要な事項を教育長が定めることを定めている。次に附則第1号では、この規則の施行期日を定めているが、こちらは前述の設置条例の施行日と同日となる令和6年9月1日となっている。次に附則第2号では、この規則の制定に伴い、平塚市立学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則を廃止することを定めている。最後に別表では、学校給食センターが学校給食を行う学校について定めているが、こちらは共同調理場方式の小学校21校と、市内の全ての中学校である15校となっている。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

3 議案第27号 平塚市子ども教育相談センターの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

適応指導教室の名称を見直すことに伴い、規則を改正するものである。
詳細は、子ども教育相談センター所長から説明する。

○子ども教育相談センター所長

本規則は、令和6年4月1日から、「適応指導教室『くすのき』」を「教育支援室『くすのき』」に名称変更することに伴い、子ども教育相談センターの設置等に関する条例施行規則の一部を改めるものとなる。

まず、名称変更の経緯だが、現在の「適応指導教室『くすのき』」について、文部科学省からの通知である、「不登校児童生徒への支援の在り方について」、「『不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～』について」、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」の3つを受け、教育委員会内で協議を重ねた結果、学校生活や社会生活に適応することを指導する「適応指導」という言葉ではなく、社会的自立に向けた資質・能力の育成と教育的支援を行う「教育支援」という言葉を使用することが望ましいと考え、名称を「教育支援室『くすのき』」に変更するものとなる。

次に、改正内容だが、第2条 平塚市子ども教育相談センターの事務分掌の規定について、第8号「適応指導教室の運営に関すること。」とあるところを「教育支援室の運営に関すること。」に改める。

なお、この規則の施行日については、改正規則の附則に規定しているが、適応指導教室

「くすのき」の名称変更に伴うものとなるので、令和6年4月1日となっている。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

- 4 議案第28号 平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 議案第29号 平塚市教育委員会職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 議案第30号 平塚市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第31号 平塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
- 8 議案第32号 平塚市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

【提案説明】

○吉野教育長

関連案件となるため一括審議する。

令和6年4月の組織改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

○教育総務課長

今回の改正だが、主に記載の4つの事由により、複数の規則及び訓令を改正するものになる。

始めに「1 事務分掌の見直し」だが、令和7年度に向け、平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則に規定する各課の事務分掌の見直しを行った結果、教育指導課の事務として「平塚市学校運営協議会に関すること。」を追加する。

なお、本市においては、令和4年度から学校運営協議会を設置しているが、今回の見直しのタイミングで規則に明記すべきと考え、改正するものとなる。

次に、「2 適応指導教室の名称変更」だが、議案27号で説明があったとおり、令和6年4月1日から、「適応指導教室『くすのき』」を「教育支援室『くすのき』」に名称変更することに伴い、平塚市教育委員会事務決裁規程にある「適応指導教室」の文言を「教育支援室」に改める。

次に、「3 学校給食課組織改正」だが、令和6年4月1日から、学校給食課 給食担当を給食管理担当と給食運営担当に分割することに伴い、平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則を改正する。さらに、この組織改正により、現在共同調理場に所属する職員は、全て給食運営担当の所属となることから、元々共同調理場所の職員にのみ任命することが想定されていた「場長代理」の職については不要となるため、平塚市教育委員会職員の

職の設置等に関する規則等にある「場長代理」の文言を削除する。

なお、組織改正の理由だが、中学校完全給食の開始に伴い、献立作成、アレルギー対応等栄養士が担う専門的業務も増加することに加え、学校給食費に係る業務や受配校の施設設備管理業務など学校給食課の事務が増加する見込みであることから、効果的かつ効率的な学校給食業務の遂行のため担当を分割するものとなる。

次に、「4 学校給食センターの設置」だが、こちらは、令和6年9月1日に予定されている、共同調理場の廃止及び学校給食センターの設置に伴うものとなる。施設名称のほか、「共同調理場長」の職の廃止及び「学校給食センター所長」の設置、また公印の改刻に対応するため関係する規則及び訓令を改正するものである。

それでは「議案第28号 平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について」説明する。まず第1条（事務局の機構）について、教育総務部 学校給食課 「給食担当」を「給食管理担当 給食運営担当」に改める。次に第6条（学校以外の教育機関の所属）について、「学校共同調理場」とあるところを「学校給食センター」に改める。次に別表（第2条関係）、こちらは各部課の事務分掌を規定する表となるが、この表中の学校給食課の箇所について、「給食担当」を「給食管理担当 給食運営担当」に改める。さらに、学校教育部 教育指導課の事務分掌として、新たに「平塚市学校運営協議会に関すること。」を加える。この規則の施行日については、改正規則の附則に規定しているが、第6条第1号については、共同調理場の廃止及び学校給食センターの設置に伴うものとなるため令和6年9月1日、別表中教育指導課の事務分掌の追加については、現行に合わせる改正となるため公布の日、そのほかの改正については令和6年4月1日となっている。

続いて、「議案第29号 平塚市教育委員会職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則について」説明する。まず第2条（職員の定義）について、「学校給食共同調理場に勤務する者（以下「共同調理場職員」という。）」とあるところを「学校給食センターに勤務する者（以下「学校給食センター職員」という。）」に改める。次に第3条（勤務時間の割振り）について、「共同調理場職員」とあるところを「学校給食センター職員」に改める。次に第4条（休憩時間）について、「共同調理場職員」とあるところを「学校給食センター職員」に改める。この規則の施行日については、改正規則の附則に規定しているが、共同調理場の廃止及び学校給食センターの設置に伴うものとなるため令和6年9月1日となっている。

続いて、「議案第30号 平塚市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」説明する。まず第4条（学校以外の教育機関における職）について、「学校以外の教育機関にその名を冠した長（子ども教育相談センターにあつては所長という。）」とあるところを「学校以外の教育機関にその名を冠した長（子ども教育相談センター及び学校給食センターにあつては、所長。）」に改める。次に第6条（その他の職）について、第5号「課長代理、館長代理、所長代理及び場長代理」とあるところを「課長代理、館長代理及び所長代理」に改める。次に新旧対照表裏面の附則第2項関係（平塚市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正）だが、こちらは本規則の附則にて「平塚市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正」についても規定しており、改正内容としては、第2条（付議事項）に規定する教育委員会会議への付議事項のうち、市費管理職の任免、分限及び懲戒に関する規定について、「場長代理」を削除するも

のとなる。この規則の施行日については、改正規則の附則に規定しているが、第4条については学校給食センターの設置に伴うものとなるため令和6年9月1日、そのほかの改正については令和6年4月1日となっている。また、前述のとおり、附則にて平塚市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正についても規定している。

続いて、「議案第31号 平塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」説明をする。まず第2条（定義）について、平塚市教育委員会事務決裁規程上の「課長代理」の定義として、「職の設置等規則第6条第5号に掲げる課長代理、館長代理、所長代理及び場長代理をいう。」との規定から「場長代理」を削除する。次に新旧対照表裏面の別表第2（第4条関係）、こちらは各課が所管する事務について教育長の決裁事項と部課長の専決事項を規定する表となるが、表中の子ども教育相談センターの欄について、「適応指導教室」とあるところを「教育支援室」に改める。この規則の施行日については、改正規則の附則に規定しているが、令和6年4月1日となっている。

最後に、「議案第32号 平塚市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」説明する。共同調理場の廃止及び学校給食センターの設置に伴い、「学校給食共同調理場印」と「学校給食共同調理場長印」を「学校給食センター印」と「学校給食センター所長印」に改め、それぞれの印影も改める。この規則の施行日については、改正規則の附則に規定しているが、前述のとおり共同調理場の廃止及び学校給食センターの設置に伴うものであるため令和6年9月1日となっている。

【質疑】

○増井委員

学校給食課の組織改正について、場長及び場長代理の廃止と9月以降の体制について、今一度説明をいただきたい。

○学校給食課長

現在共同調理場の場長は学校給食課長が兼務しており、9月以降学校給食センター所長も同様に学校給食課長が兼務する。場長代理については現在該当する職員はおらず、9月以降もこれに当たる職員を設置する予定はない。

○増井委員

中学校給食が開始されることになるが、中学校給食推進担当は継続するものなのか。

○学校給食課長

中学校給食開始後も管理・運營業務が残ることから、令和6年度中は担当を残す予定となっている。

○増井委員

場長代理の職の廃止について、共同調理場が廃止となる9月ではなく、4月施行となっている理由を教えてください。場長の職は9月に廃止となるようだが施行日に差があるのはなぜか。

○学校給食課長

場長の職については施設としての共同調理場に紐づくものであり、9月の施設の廃止及び設置に合わせ共同調理場長を学校給食センター長に改めているが、場長代理の職については、組織としての共同調理場に紐づくものとなる。4月の組織改正により、組織としての共同調理場が廃止となり、共同調理場に所属する職員は全て給食運営担当の所属となることから、元々組織としての共同調理場にのみ設置することが想定されていた場長代理の職は不要となるため、当該職の廃止については4月施行となっている。

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

9 議案第33号 平塚市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

【提案説明】

○吉野教育長

学校給食共同調理場の廃止及び学校給食センターの設置に伴い規定を整備するものである。

詳細は、教職員課長から説明する。

○教職員課長

平塚市学校給食センターの設置等に関する条例の制定により、令和6年9月1日に、学校給食共同調理場が廃止され学校給食センターが設置されることに伴い、平塚市立学校職員服務規程においても、施設の名称変更を行うため、一部改正を行うものである。

改正内容だが、第1条 「学校給食共同調理場」を「学校給食センター」に、第2条 第1号 「学校給食共同調理場長」を「学校給食センター所長」に、第12条 第1項「学校給食共同調理場職員」を「学校給食センター職員」に、同条第5項 「学校給食共同調理場」を「学校給食センター」に改める。

なお、この訓令は学校給食センターが設置される令和6年9月1日の施行となる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

10 議案第34号 平塚市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正する訓令について

令について

【提案説明】

○吉野教育長

非常勤職員の勤務時間の割振りに係る規定を整備するほか、所要の改正を行うものである。

詳細は、教職員課長から説明する。

○教職員課長

定年の延長に伴い、県立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程が改正され、再任用職員及び再任用短時間勤務職員に係る規定が、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に係る規定に改められた。

これに伴い、平塚市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程においても、定年前再任用短時間勤務職員等の規定を見直し、非常勤職員の勤務割り振りにかかる規定について県に準じた整理をしたものである。また、平塚市学校給食センターの設置等に関する条例の制定により、令和6年9月1日に学校給食共同調理場が廃止され、学校給食センターが設置されることとなったことから、施設の名称変更を行うため、一部改正を行うものである。また、併せて様式についても一部修正を行っている。

改正内容だが、まず第1条は、学校給食センターの名称の変更のほか、任用期間に定めのない常勤職員と地方公務員法第28条の4第1項及び第28条の5第1項の規定の職員について、規定の変更に伴い、全て「職員」と改正している。第2条では、文言整理のほか、地方公務員法第28条の5の規定の職員について、県は非常勤としていることに合わせ改正を行っている。第3条は文言整理、第4条は、これまでの再任用短時間勤務職員について、県は育児短時間や会計年度と併せて「非常勤職員」として整理をしており、それに合わせた改正となる。(1)の、地公法第22条の4は、定年延長に伴って新設された定年前再任用者のことである。(2)は、育児短時間勤務者と任期付き職員のことである。(3)は、会計年度職員のことである。第5条については、県に合わせて2を新設した。省略されているが、5条の1は、「日曜日及び土曜日は、週休日とする」というものである。短時間勤務の方については、その勤務の時間の割り振りによって、土日以外に週休日を設けることができるというものである。3については、文言整理である。また、次ページの様式(第7条関係)について、宛先の標記を改め、印を削除している。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

11 議案第35号 平塚市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市立土屋幼稚園の定員を変更するため、規定を整備するものである。
詳細は、学務課長から説明する。

○学務課長

この管理運営規則では、市立幼稚園の定員数を設定している。

土屋幼稚園においては、令和6年度の新入園児、4歳児の募集を11月に行ったが、この管理運営規則に定められている「入園に係る願いでがあった4歳児の人数が5人未満となったときには入園を休止する」ことにより、11月に募集した園児は3人の応募だけだったため、令和6年度の新入園児の入園を休止している。

この結果を受け、第5条1項表中にある土屋幼稚園の4歳児の定員「20人」を「0人」と変更するものである。

なお、土屋幼稚園は、現在4歳児の5人が令和6年度末に卒園するまでは幼稚園運営は継続して行うが、卒園をもって閉園することになる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

12 議案第36号 平塚市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

関係例規の改正に伴い、婦人補導院に係る規定を削るものである。
詳細は、学務課長から説明する。

○学務課長

平塚市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正が3月議会において承認されたことに伴い、当該条例の施行規則について改正するものである。

売春防止法の「婦人補導院」に係る規定が削除されたため、当該施行規則においても当該規定を削除し、条文構成を整理することになる。

当該施行規則の一部改正は、令和6年4月1日施行予定となる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

13 議案第37号 令和6年度平塚市教育の方針について

【提案説明】

○吉野教育長

次年度の平塚市教育の方針を定めるものである。
詳細は、教育総務課 企画担当長から説明する。

○教育総務課 企画担当長

令和6年度は、平塚市総合計画及び教育大綱の初年度となるが、教育振興基本計画においては令和6年度が最終年度となり、この教育の方針が現在の第2期教育振興基本計画に基づく最後の実施計画となる。

まず4ページでは、各計画と連動したイメージを記載しているが、ここで改訂された上位計画である総合計画や教育大綱の新たな理念等は、第2期教育振興基本計画に直接反映されているものではない。しかし、5ページにあるように、構成事業の見直しは、新たな総合計画や教育大綱の考え方を参酌し、見直しを図った形の一つであり、6ページ以降の各構成事業も、第3期教育振興基本計画を見据えた内容となっている。

5ページの構成事業の見直しについて、具体的に説明する。まず名称変更として「給食の安心・安全推進事業」だが、平塚市総合計画の文言整理を行い統一した表記としたものである。「中学校部活動の在り方に関する事業」については、今後を見据え「部活動指導員配置促進事業」を追加している。「教育支援室事業」については、適応指導教室の名称変更に伴う変更である。また、中央図書館については、「中央図書館整備事業」と「地区図書館整備事業」に分けた事業に変更した。新規追加事業としては、学校給食センター運営事業がある。

以降、8ページからは、基本方針1「確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実」に必要な3つの施策において実施計画事業を記載している。

18ページになるが、基本方針2「子どもの育ちを支援する環境の充実」に必要な3つの施策において実施計画事業を記載している。18ページ下段指標の「※」になるが、令和2年当時のトイレ洋式化率の目標値は68.4%であったが、見直しを図り70.4%となっている。

26ページの基本方針3「文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実」に必要な4つの施策において実施計画事業を記載している。26ページ下段指標の「※」になるが、スポーツ施設利用者数についても、先程同様見直しを図った数値であり、コロナ前の時点では71万7千人を目標値として設定していたが、56万500人に見直している。

次に43ページだが、奏プランIIでは、地域や関係機関などと共に全市的に展開していく

教育を「ひらつか教育」と捉え、連携・協働の視点に重点をおき取組を展開する、『ひらつか教育の持続的な発展』に向けた連携の推進」といった考え方を明記している。これを受け、本実施計画ではその方向性を記載するとともに、43 ページから 46 ページにかけて、それぞれの連携先を記載している。

最後に、47 ページから担当課ごとに事業一覧を記載している。

なお、この間コロナ禍に対応するための事業を取り上げていたページもあったが、昨年 5 類へ移行したこと、また各事業にその考え方は十分反映されていると捉え、今回は掲載していない。

前述のとおり、令和 6 年度は次期教育振興基本計画策定へ向けた年度となる。本日説明させていただいた、教育の方針の各事業については、次期改訂を見据えた取組となるよう努めていく。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

14 議案第38号 教育委員会事務局等職員の人事発令について

【提案説明】

○吉野教育長

令和 6 年 4 月期の教育委員会事務局等職員の人事発令のうち、管理職員の発令について諮るものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

○教育総務課長

まず、「退職」だが、こちらは学校転出が 2 人となっている。

次に、「出向」だが、こちらは市長部局への出向が 6 人、そのうち役職定年が 1 人となっている。

次に、「任命」だが、こちらは 9 人、内訳としては、市長部局からの出向が 7 人、割愛採用が 2 人となっている。

最後に、「昇格・配置替え等」だが、こちらは昇格が 2 人となっている。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

16 議案第40号 平塚市学校運営協議会の設置について

【提案説明】

○吉野教育長

市内小中学校に新たに設置を行うものである。
詳細は、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

学校運営協議会は、委員となった保護者や地域の方々が学校運営に参画することにより、学校の教育目標やビジョンを共有して、社会総がかりで子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的とした合議制の機関となる。

学校運営協議会の設置、組織及び運営に関して必要な事項を定めた平塚市学校運営協議会規則では、第3条に「平塚市教育委員会は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域の住民等の学校の運営への理解、協力、参画その他の支援を促進することにより、学校、保護者、地域の住民等との間の信頼関係を深め、並びに学校の運営の改善及び生徒、児童又は幼児の健全育成に取り組むため、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、平塚市学校運営協議会を置くことができる」とあり、令和4年度と5年度で、小学校5校、中学校4校に学校運営協議会を設置した。

今回、崇善小学校・大野小学校・豊田小学校・金田小学校・真土小学校・松が丘小学校・相模小学校・松延小学校・江陽中学校・神田中学校・神明中学校・横内中学校から設置申請があったことから、この12校において、学校運営協議会を新たに設置するものである。

【質疑】

○大野委員

令和6年度から12校に学校運営協議会を設置するとのことだが、設置後の教育委員会の関わり方について聞かせてほしい。

○教育指導課長

学校運営協議会連絡会を年2回実施しており、その中で今年度学校運営協議会を設置した学校と、翌年度設置予定となっている学校の校長に集まっていただき、研修や事例研究を行っている。

○大野委員

平塚市でもこれまで、例えば中学校区ごとのサポート委員会や子ども読書活動推進協議会など、地域や関係機関の方と学校が一緒に作る協議会の動き出しの時は、教育委員会がとても丁寧に関わってきたという経緯があったかと思う。また、様々なフォローがあるこ

とで有効な協議会になると思っている。

規則第3条第1項の中に、学校運営の理解、協力、参画その他の支援を促進するとあるが、自分の経験からも、学校の中にと気がつかないことや感じないことを、外部の方や教育関係者以外の方から指摘いただいたり、意見をいただいたりすることがあった。

学校運営に多様な視点が反映される協議会になるためには、開催する時期も大切であると思う。校長先生が課題に思っていることや実施しようとしていることは、学校側の意見が固まってからだと変更が難しく、委員も意見が言いにくい。学校としての考えが固まる少し前に、それぞれの立場の委員から意見がもらえるように学校も工夫すべきである。

初年度から様々なことを行うのは難しいとは思いますが、逆に言えば始めが肝心ということもあるので、学校側の安心のためにも、教育委員会が丁寧に関わり、設置していただきたい。

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

17 議案第41号 平塚市立地区公民館長の任命について

【提案説明】

○吉野教育長

市内地区公民館長の任期満了に伴い、各地区から次期館長候補者が推薦されたので新たに任命するものである。

詳細は、中央公民館長から説明する。

○中央公民館長

平塚市立公民館に置く、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員で非常勤の顧問である「地区公民館長」について、地区の推薦会から推薦いただいた25人を任命するものである。

なお、当該職は平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例第13条第1項に規定する館長とは異なるものとなる。

25人の内訳だが、新たに推薦を受けた方が6人、継続して推薦を受けた方が18人、再任された方が1人となっている。

任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっており、4月1日に辞令交付式を行う予定である。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

18 その他

なし

【非公開審議】

○吉野教育長

教育長が、議案第 39 号の審議に際し、傍聴人及び関係する事務局職員以外の退室について発言した。

15 議案第39号 平塚市教育委員会高等学校等修学支援生の決定について

【結果】

教育長及び学務課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 3 月定例会は閉会する。

(16 時 02 分閉会)